

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	令和4年度 第1回 枚方市建築審査会	
開催日時	令和4年8月9日（火曜日）	午前10時00分から 午前11時10分まで
開催場所	枚方市役所 庁舎分館 4階 会議室	
出席者	藤井司会長、寺地洋之会長代理、太田照美委員、三宅眞理委員 東野裕人委員（Web参加）、佐野こずえ委員（Web参加）	
欠席者	牧田武一委員	
案件名	付議案件 会長及び会長代理の互選について 審議案件 議案第1号 禁野本町一丁目における建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について 報告案件 報告第1号及び第2号 建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項	
提出された資料等の名称	1 議事次第 2 建築審査会委員名簿（互選資料） 3 令和4年度第1回枚方市建築審査会議案書及び報告資料 4 法第43号第2項第2号許可取扱要領	
決定事項	1 会長に藤井司委員、会長代理に寺地洋之委員を互選した。 2 次の案件について枚方市建築審査会として同意した。 議案第1号 禁野本町一丁目における建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について 3 次の案件について枚方市建築審査会として報告を受けた。 報告第1号及び第2号 建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	1 「会長及び会長代理の互選について」及び報告第1号の案件については公開。 2 議案第1号及び報告第2号の案件については、枚方市情報公開条	

	例第5条第1号に該当するため非公開。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	<p>1 「会長及び会長代理の互選について」及び報告第1号の案件については、公表。</p> <p>2 議案第1号及び報告第2号は、枚方市情報公開条例第5条第1号に該当するため非公表。</p>
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	都市整備部 開発指導室 開発調整課
審 議 内 容	
事務局 開発調整課 中課長代理	<p>定刻となりましたので、ただいまより、令和4年度第1回枚方市建築審査会を始めさせていただきます。</p> <p>事務局の開発調整課、中でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>委員の皆様方には、何かとお忙しい中、本委員会にご出席を賜りありがとうございます。</p> <p>本日の審査会ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止と開催の合理化の観点から、対面とWe bの併用により開催をさせていただいております。</p> <p>感染症対策としまして、委員の皆様におかれましてもマスクを着用していただくよう、お願い申し上げます。なお、適宜、換気を行いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、本日は、7月1日に委員へのご就任をいただいた後の初めての審査会となります。そのため、議事を進行していただく会長がまだ決まっておりませんので、後ほど、会長及び会長代理を互選するまでの間、事務局で議事を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、本審査会の委員の出席状況を報告させていただきます。本委員会の委員総数は7名でございます。本日は、会場に4名の委員にお越しいただいております。また、We bでは東野委員、佐野委員の2名の委員からのオンライン接続を確認しております。したがって、委員総数の過半数に達しておりますので、枚方市建築審査会設置条例第5条第2項の規定により、本日の審査会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>では、開会に当たりまして、安達開発指導室長よりご挨拶申し上げます。</p>
開発指導室 安達室長	【挨拶】
事務局 開発調整課 中課長代理	<p>それでは、改めまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。</p> <p>【委員各位の紹介】</p> <p>委員の皆様には、ご尽力とご指導を賜ることになりますが、よろしくお</p>

	<p>願いたします。</p> <p>続きまして、本市の職員を紹介いたします。</p> <p>【職員の紹介】</p> <p>次に、本日の次第ですが、会長及び会長代理の互選についてと審議案件が1件、報告案件が2件を予定しておりますのでよろしく願いたします。</p> <p>それでは、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>【資料の確認】</p> <p>次に、本審査会は「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき運営を行うため、本審査会は、会議の公開・非公開については原則公開といたしますが、資料を確認したところ、「会長及び会長代理の互選について」及び報告第1号の案件につきましては、「枚方市情報公開条例第5条」に規定する「非公開情報」はいずれも含まれておりません。</p> <p>議案第1号及び報告第2号の案件につきましては、個人申請の案件ですので、個人に関する情報が含まれております。</p> <p>したがって、「会長及び会長代理の互選について」及び報告第1号の案件につきましては公開とし、議案第1号及び報告第2号の案件につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1号の規定により非公開といたしますが、ご異議はございませんでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
事務局 開発調整課 中課長代理	<p>異議なしとのことですので、そのように取り扱います。</p> <p>次に、会議録につきましては、原則、枚方市ホームページなどで公開いたしますが、非公開の取り扱いとなる議案1号及び報告第2号は、非公表といたします。</p> <p>また、公開の扱いとする「会長及び会長代理の互選について」及び報告第1号の会議録につきましては公表とし、議案書等につきましても、同様に図書を抜粋して公表することによろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
事務局 開発調整課 中課長代理	<p>異議がなしとのことですので、そのように取り扱います。</p> <p>次に、本審査会の傍聴希望者はいらっしゃいませんので、議事次第のとおりに「本審査会の会長及び会長代理の互選について」を行いたいと思いますが、会長が決まりますまでの間、開発調整課長の伊藤が臨時議長として議事を進行させていただきます。願いたします。</p>
	<p><u>1 付議案件</u></p> <p><u>会長及び会長代理の互選について</u></p>
(臨時議長) 開発調整課 伊藤課長	<p>改めまして、開発調整課長の伊藤でございます。どうぞよろしく願いたします。</p> <p>委員の皆様には、このたび、ご就任を願いたしましたところ、快く</p>

	<p>お引き受けいただき誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、委員の皆様にお集まりいただきます初めての審査会となりますことから、建築基準法第 81 条の規定により、会長及び会長代理の互選を行っていただきたいと思ひます。</p> <p>それでは、早速ですが、会長の互選からはじめたいと思ひます。</p> <p>すみません、ここから着座にて進めさせていただきます。</p> <p>それでは、まず、会長に立候補される方をお伺ひいたします。会長に立候補される方は、いらっしやいますでしょうか。</p> <p>いらっしやらないようですので、委員の皆様のほうで何かご提案はございますでしょうか。</p>
佐野委員	(挙手)
(臨時議長) 開発調整課 伊藤課長	佐野委員、どうぞ。
佐野委員	もし、皆様にご異存がなければですが、引き続き、法律を専門とされている藤井委員に会長をお願いしてはいかがかと思ひますが、いかがでしょうか。
(臨時議長) 開発調整課 伊藤課長	<p>佐野委員、ありがとうございます。</p> <p>委員の皆様、ただいま、佐野委員からご提案いただきました藤井委員の会長就任につきまして、お伺ひいたします。</p> <p>ご異議、ございますでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
(臨時議長) 開発調整課 伊藤課長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>藤井委員、よろしいでしょうか。</p>
藤井委員	承知いたしました。
(臨時議長) 開発調整課 伊藤課長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら、引き続きまして、会長代理の互選を行いたいと思ひます。どなたか、会長代理に立候補される方は、いらっしやいますでしょうか。</p> <p>いらっしやらないようですので、委員の皆様のほうで何かご提案はございませんでしょうか。</p>
佐野委員	(挙手)
(臨時議長) 開発調整課 伊藤課長	佐野委員、どうぞ。

佐野委員	引き続きで申し訳ないのですが、もし、皆様にご異存がなければなのですが、建築をご専門とされている寺地委員にお願いしてはと思いましたが、いかがでしょうか。
(臨時議長) 開発調整課 伊藤課長	佐野委員、ありがとうございます。 委員の皆様、ただいま、佐野委員からご提案いただきました寺地委員の会長代理就任につきまして、お伺いいたします。 ご異議はございますでしょうか
委員	(異議なし)
(臨時議長) 開発調整課 伊藤課長	異議なしと認めます。 寺地委員、よろしいでしょうか。
寺地委員	はい。新参者ですけれども、よろしくお伺いいたします。
(臨時議長) 開発調整課 伊藤課長	ありがとうございます。 それでは、委員の皆様の互選に基づき、本審査会の会長には藤井委員、会長代理には寺地委員ということでよろしくお伺いいたします。 藤井会長、寺地会長代理、恐れ入りますが、お席の移動をお願いいたします。 (席の移動) よろしいでしょうか。ありがとうございます。 それでは、藤井会長に就任に当たりまして、一言ご挨拶をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。
藤井会長	【挨拶】
(臨時議長) 開発調整課 伊藤課長	ありがとうございました。 それでは、これより先の議事進行につきましては、藤井会長にお願いいたします。 では、会長、よろしくお伺いいたします。
	<u>2 審議案件</u> <u>議案第1号</u> <u>禁野本町一丁目における建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について</u>
	【議案第1号は非公表】
藤井会長	そうしましたら、引き続き、報告案件に移りますが、その前に換気をされるということでお願いします。
	【換気】
	<u>3 報告案件</u> <u>報告第1号及び第2号</u> <u>建築基準法第43条第2項第2許可の一括同意基準に基づく報告事項</u>

	【報告第2号は非公表】
藤井会長	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、報告案件、第1号の建築基準法第43条第2項第2号許可の一括同意基準に基づく報告事項について、処分庁から説明をお願いいたします。</p>
処分庁 審査指導課 福田課長代理	<p>それでは、報告案件につきまして、開発審査課 福田より説明させていただきます。着席して説明いたします。</p> <p>報告案件とは、一括同意基準に基づいて許可したものを報告するものです。</p> <p>一括同意基準とは、許可に当たって支障がないものについて、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして扱うことについて承認を得た基準のことです。</p> <p>本日報告する案件は、接道義務の特例許可でございます。</p> <p>接道義務とは、建築基準法第43条で規定されており、「建築物の敷地は、原則、同法第42条の道路に2メートル以上接していなければならない」とされています。</p> <p>接道義務の特例許可とは、建築基準法第43条第2項第2号により、「その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」のことです。</p> <p>そうしましたら、報告資料の15ページをご覧ください。議案書の最後のページです。</p> <p>一括同意基準により許可した報告案件は2件で、内容は表のとおりでございます。</p> <p>表に各案件を、その下に一括同意基準の概要を示しております。表の左から2列目が該当する一括同意基準でございます。</p> <p>今回の報告第1号は、一括同意基準3に基づいて許可を行ったものです。</p> <p>一括同意基準3は、平成11年5月1日時点において現に建築物が立ち並んでいる幅員2.7メートル以上の通路に2メートル以上接している敷地で、法上の道路に接続されている通路について所有権等を有する者による「通路協定書」が締結されている案件です。</p> <p>これから報告する案件は、今申し上げました一括同意基準に該当するため、あらかじめ建築審査会の同意を得たものとして許可を行ったものです。</p> <p>それでは、それぞれの案件につきまして、スクリーンを使ってご報告いたします。</p>

	<p>報告番号の順に説明させていただきます。</p> <p>ここで確認なのですが、東野委員、佐野委員、画面共有できておりますでしょうか。</p>
東野委員	今はまだ報告第1号という画面だけですね。
処分庁 審査指導課 福田課長代理	<p>はい、そうです。よろしくお願いします。</p> <p>こちらは、報告第1号の付近見取り図です。申請敷地は、甲斐田町に位置します。</p> <p>赤色が申請敷地で、黄色が協定通路、緑色が法上の道路です。</p> <p>こちらは、通路協定書です。一括同意基準3に該当いたします。</p> <p>こちらは、配置図です。</p> <p>この写真①は、申請地南側から法上の道路と、協定通路の接続部分を撮影した写真です。</p> <p>写真②は、申請地南側から法上の道路・協定通路及び申請地を撮影した写真です。赤く着色した部分が申請地です。</p> <p>写真③は、同じく申請地南側から協定通路及び申請地を撮影した写真です。</p> <p>以上で報告は終わりです。</p>
藤井会長	<p>ただいま、ご説明がございました報告第1号について、質問等はございますでしょうか。</p> <p>佐野委員、東野委員、いかがでしょうか。</p>
東野委員	特に問題はないと思いますけれども。
佐野委員	私も、特に問題ないと思います。
藤井会長	<p>では、よろしいでしょうか。</p> <p>では、これをもちまして、本日予定しておりました案件は終了ということになりました。</p> <p>次に、審査会運営の適正化を図るため、枚方市建築審査会議事規則第5条第2項に基づきまして、本日の会議録署名人には、私とあと2名、寺地会長代理と東野委員にお願いをして、会議録の清書後、署名をしていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、これで本審査会を閉会することといたします。</p>